

# 令和5年度 第9回大島区地域協議会 次第

日 時：令和5年12月20日（水）  
午後6時30分から  
場 所：大島若者交流会館  
2階 多目的ホール

## 1 開 会

## 2 協 議

(1) 地域協議会活動報告会の開催について

資料No.1

(2) 大島区における地域活性化の方向性について

資料No.2

## 3 その他

(1) 要援護世帯除雪費助成事業の状況について

資料No.3

(2) 令和5年度第10回地域協議会の開催日について

【開催日：\_\_\_月\_\_\_日、開催時間：\_\_\_時\_\_\_分から】

## 4 閉 会

## 令和5年度 地域協議会活動報告会（案）

## 1 目的

第5期地域協議会の活動を住民の皆さんに報告するため、地域協議会の活動報告会を実施する。

## 2 開催日時及び会場

- (1) 日 時 令和6年2月18日（日） 午後4時～  
 (2) 場 所 大島就業改善センター 3階 大会議室

## 3 開催内容

下記の の部分を協議

| 次 第                     | 役 割                | 備 考 (内 容)        |
|-------------------------|--------------------|------------------|
| 1 開会                    | 司会：〇〇委員<br>挨拶：丸田会長 |                  |
| 2 第5期大島区地域協議会の活動報告      | 説明：丸田会長            | ・これまでの活動報告       |
| 3 第5期地域協議会委員による4年間の振り返り | 発表：各委員             | ・4年間の振り返りを一言ずつ発表 |
| 4 委員公募の説明               | 説明：事務局             |                  |
| 5 閉会                    | 挨拶：武田副会長           |                  |

## ※ 令和元年度 地域協議会活動報告会の資料

これまでの活動報告：第8回地域協議会の参考資料のとおり

## 4 その他

## ○周知方法

- (1) 広報上越、大島区地域協議会だよりの配布（1月25日発行）  
 (2) 防災行政無線による放送  
 (3) 地域協議会委員による地域への声掛け

## ○公募に関するチラシの設置、You Tube 配信

# 大島区における地域活性化の方向性について ～今後の協議の進め方(案)～

R6

1月  
～  
3月

## 構成要素から具体的な現状を考える

- ・4月には委員の改選がある。新委員がこれを見て内容を引き継げるよう意識！
- ・5つの構成要素を、より具体的なものに落とし込み、現状を整理していく。
- ・具体的には、2つのグループに分かれ、次のとおり**発表シート**を作成する。

例：構成要素①「豊かな自然を活かしたイベントの工夫」の場合

豊かな自然を活かしたイベントとは？ 現状のイベントはどんなものがある？  
現状、何が足りていない？ 新しくどんな工夫があるとよい？

### 構成要素①「豊かな自然を活かしたイベントの工夫」

- ・ほたるの魅力を発信する人材の不足  
→ほたるの保護指導員を増やす取組を行う
- ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ <具体的な現状>  
→○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ <突破口や解決の糸口など>
- ...

発表シート

4月

## 具体的な現状の整理（1つにまとめる）

- ・完成したものをまとめ、構成要素をより具体的なものとして整理する。
  - ➔ 5つの構成要素それぞれについて、**発表シート**ができれば、1つにまとめる。
  - ➔ 2つのグループでそれぞれで作成したものを合体。委員全員で共有する。

### 構成要素①

- ・具体的な現状  
→ 突破口など  
...

### 構成要素②

- ・具体的な現状  
→ 突破口など  
...

### 構成要素③

- ・具体的な現状  
→ 突破口など  
...

### 構成要素④

- ・具体的な現状  
→ 突破口など  
...

### 構成要素⑤

- ・具体的な現状  
→ 突破口など  
...

発表シート

5月

## 改選後、新委員への引き継ぎ

- ・新委員にこれまでの協議内容を引き継ぐ。
- ・今後取り組むべき事項の優先順位などを検討する。

## 自主的審議事項の検討

- ・これまで整理したものを参考に、大島区としての自主的審議事項を検討

- ・自主的審議事項について協議し、**地域の活性化へつなげる！**

# 大島区の地域活性化の方向性

## スローガン

大島区の豊かな自然、地域性を活かした  
住みやすいまちづくりを目指します

## 構成要素

- 豊かな自然を活かしたイベントの工夫
- 生活実態に見合った安心、安全な暮らしの推進
- 米や山菜を活用した特産品の売り込み
- 女性や若者など誰もが参入しやすい環境づくり
- 伝統行事を継続させる取組

要援護世帯の家屋の屋根、玄関前などにおける必要最小限の除雪作業に要する費用の一部を助成します。なお、3親等以内の親族が行う除雪は助成の対象となりません。

○認定決定状況：R5. 11. 30 現在（ほくら園除く）

| 地区名  | 全世帯数   | 認定世帯数  | 割合    |
|------|--------|--------|-------|
| 菖蒲地区 | 51 世帯  | 16 世帯  | 31.4% |
| 大島地区 | 131 世帯 | 28 世帯  | 21.4% |
| 保倉地区 | 272 世帯 | 39 世帯  | 14.3% |
| 旭地区  | 73 世帯  | 21 世帯  | 28.8% |
| 合計   | 527 世帯 | 104 世帯 | 19.7% |

## 【災害救助法等適用時の対応について】

大雪になり「国の災害救助法」や「県の災害救助条例」が適用となった場合は、「市の助成事業」とは対応が異なります。主な相違点は以下のとおりです。

- ① 除雪前、除雪中、除雪後の写真を撮ってください。  
(申請時に必要です)
- ② 除雪作業者に費用を支払わないでください。  
(市から除雪作業者へ直接支払います)
- ③ 対象となる除雪の範囲は、母屋の屋根雪・玄関前のみです。  
※車庫・納屋・駐車場などの除雪は、市の助成事業の対象となります。

| 区分         | 市の助成事業による除雪<br>(令和5年度)                      | 県の災害救助条例による除雪<br>(令和3年度の場合)    | 国の災害救助法による除雪<br>(令和2年度の場合)     |
|------------|---|--------------------------------|--------------------------------|
| 期間         | 冬期間   | 災害発生日から10日以内                   | 災害発生日から10日以内                   |
| 助成限度額      | ※市内一律 72,100円                               | 年度により変動有り<br>(137,900円(全市域))   | 年度により変動有り<br>(138,300円(全市域))   |
| 対象となる除雪の範囲 | 屋根・玄関前<br>下ろした屋根雪<br>車庫・納屋・駐車場など            | 母屋の屋根雪・玄関前<br>窓ガラスが割れる恐れがある雪など | 母屋の屋根雪・玄関前<br>窓ガラスが割れる恐れがある雪など |
| 写真の有無      | 不要  | 必要<br>※除雪前、除雪中、除雪後             | 必要<br>※除雪前、除雪中、除雪後             |
| 支払の流れ      | ① 助成決定世帯から除雪作業者に支払う<br>↓<br>② 市から助成決定世帯に支払う | 市から除雪作業者に支払う                   | 市から除雪作業者に支払う                   |

※ 令和4年度助成限度額 65,600円(多雪地帯) 41,000円(その他の区域)